## 主 文 本件控訴はこれを棄却する。 理 由

弁護人鴛海隆、同原玉重の控訴趣意は、同各弁護人提出の控訴趣意書記載のとおりであるから、これを引用する。

弁護人原玉重の論旨第二点の二及び弁護人鴛海隆の同第三点について。

(その他の判決理由は省略する。) (裁判長判事 谷中董 判事 川本彦四郎 判事 中村匡三)